

北陸先端科学技術大学院大学ベンチャー・ビジネス
研究開発課題（令和8年4月開始分）募集要領

1. 目的

若手研究者等の知的活力を最大限に活用し、ベンチャー・ビジネスの萌芽ともなるべき独創的な研究開発を推進するとともに、高度の専門的職業能力を持つ創造的な人材を育成することを目的とする。

2. 課題の募集

大学の研究成果を基にその実用化を目指し、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー（以下「VBL」という。）の施設において独創的な研究開発を実施する課題を募集する。

3. 応募要領

（1）対象課題

次の二つを満たすものであること。

- ① 本学研究シーズに基づいたベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発
- ② 将来的にビジネスとして本格的な事業化を目指すことを前提とした研究開発

（2）応募対象者

応募対象者は、ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発プロジェクトを実施し、ビジネスとして本格的な事業化を目指す次のいずれかに該当する者とする。

- ① 本学の教員（共同研究等により本学との連携協力関係を有する場合に限り、学外の研究者を研究開発代表者とすることも可。）
- ② 本学の学生（原則として研究開始時点で博士後期課程の学生が対象。博士前期課程の学生は指導教員の承認を得ることを応募の条件とする。）

（3）研究開発期間

最長3年とする。

（4）研究開発資金及び事業化に向けた資金

研究開発に係る経費及び事業化に向けた資金は措置しないため、申請者側で準備すること。

（5）VBLの施設利用について

課題が採択された場合、施設の利用に係る手続きを経て、VBLの施設内にある実験室や研究員室を利用することが可能。一部利用者については、利用経費を徴収しない。

施設利用申請手続きについては、採択者に後日改めて通知する。

詳細は、「北陸先端科学技術大学院大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの利用に係る経費の負担額及び負担方法に関する細則」抜粋を参照のこと。

なお、令和7年10月時点における利用可能な居室は以下のとおり。

※別途ご相談いただいた上で、見学可能。

- ① 研究員室（C 9－3 2、C 9－3 4、C 9－3 5） 3 室
*机、書類棚、ロッカー 設置
- ② 共用実験室（ただし、既入居者と共同利用となる場合あり。）
- ・クリーンルーム（C 9－1 0 *クラス 5, 0 0 0 >） 1 室
*クリーンドラフトチャンバー 設置
 - ・バイオハザード室（C 9－2 0 *P 2 レベル） 1 室
*超純水製造システム、qPCR 装置 設置
 - ・共同実験室（C 9－1 1、C 9－3 7） 2 室
*共同実験室にも、超純水製造システム、蒸留水製造装置、スクラバーユニット、実験台等の設備を設置。
- ③ シェアオフィス（C 9－2 5, 2 6） 1 室
*机（個人用・共用）、ソファ、ロッカー、ワークブース 設置

（6）採択予定件数

令和 8 年 4 月における利用可能な V B L 施設を考慮し、若干数を予定。

（7）応募締切

令和 8 年 1 月 9 日（金）必着

※ 4 月開始を基本とするが、必要がある場合には随時応募を受け付けているため、希望する場合はイノベーション創出支援係にご相談ください。

（8）提出書類

- ① 公募申請書 1 部（左肩クリップ留め）
 - ② 研究開発及び事業化のスケジュール 1 部
 - ③ 提案課題に関わる主要な文献 3 件以内の写し 各 1 部
- ※上記①、②のダウンロード

https://www.jaist.ac.jp/ricenter/_wp/wp-content/uploads/2025/10/VBLsinseisyo_2026_4.docx

https://www.jaist.ac.jp/ricenter/_wp/wp-content/uploads/2025/10/VBLschedule_2026_4.xlsx

※提出書類を受領後、内容を確認のうえ、ご連絡する場合があります。

（9）提出書類送付先

提出書類は、締切日までに以下のメールアドレスへ送付すること。

なお、本募集に関する問い合わせについても以下のメールアドレスへ連絡すること。

【送付先・問い合わせ先】

共創活動推進課 イノベーション創出支援係

E-mail : sien@ml.jaist.ac.jp

4. 課題の選定

提案課題の選考に際しては、学内外の専門家等によるベンチャー・ビジネス研究課題選定・評価委員会において提出書類に基づき申請者からヒアリングを行い、独創性、事業化の可能性、計画の妥当性等を評価する。この結果を基に学長が選定結果を決定する。

なお、選定結果は、令和8年2月上旬に申請者に通知する予定。

5. テクニカルレビュー（活動成果の発表）及び研究活動報告書の作成について

採択課題については、毎年度末にベンチャー・ビジネス研究課題選定・評価委員会において、課題の進捗状況の評価することを目的に、テクニカルレビュー（活動成果の発表）を開催する。その際、研究の進捗、成果及び今後の見通しについて、発表するものとする。

また、研究活動報告書に研究の概要、進捗、成果等について記入の上、毎年度提出すること。

「北陸先端科学技術大学院大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーの利用に係る経費の負担額及び負担方法に関する細則」抜粋

第2条 利用経費の負担額は、次の表に掲げる室区分に係る負担月額に、規則第5条第1項により許可された利用期間の月数を乗じて得た額とする。

室区分	負担月額（税込）	備考
共同実験室	40,000 円	
研究員室	20,000 円	左記負担月額は、1人当たりの額
シェアオフィス	10,000 円	以下の利用については徴収しない。 ・規則第2条第1号に掲げる者の利用 ・規則第2条第2号に掲げる者の利用のうち、 商業登記を完了した月までの利用

2 次の各号に掲げる場合の利用経費の負担月額については、前項の表の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 共同実験室を利用する場合 前項の表に規定する共同実験室の負担月額に利用する面積に応じた割合を乗じて得た額
- (2) 定員を超えて研究員室を利用する場合 20,000 円に定員を乗じて得た額に、10,000 円に定員を超える人数を乗じて得た額を加えた額

3 次の各号に掲げる場合の利用期間の月数の算定については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 許可された利用期間の開始の日が月の21日以降の場合 当該開始の日の属する月を除いて算定する。
- (2) 許可された利用期間の終了の日が月の10日以前の場合 当該終了の日の属する月を除いて算定する。

4 第1項の表の規定にかかわらず、規則第2条第1号ロに掲げる者については、利用経費を徴収しない。

(参考) 「北陸先端科学技術大学院大学ベンチャー・ビジネス・ラボラトリー利用規則」抜粋

第2条 ラボラトリーを利用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であつて、ベンチャー・ビジネスの萌芽となるべき独創的な研究開発プロジェクトを実施すると認められるし、3年以内に起業する見込みがあるもの
 - イ 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学(その設置する大学を含む。以下「本学」という。)の職員
 - ロ 本学の学生
 - ハ その他共同研究等により本学との連携協力関係を有する学外の研究者
- (2) 国立大学法人北陸先端科学技術大学院大学における大学発ベンチャーの認定及び支援に関する規則第5条第2項の規定により認定された大学発ベンチャー(以下「認定大学発ベンチャー」という。)で、認定後3年を経過していないもの